

我孫子市水道局発注工事における管路の通水・洗管作業試行要領

(目的)

第1条 我孫子市水道局（以下「局」という。）では、令和6年1月に発生した能登半島地震による水道管の長期断水や、全国各地で発生している漏水事故、令和7年1月に発生した埼玉県八潮市における流域下水道管を起因とする道路陥没事故等を受け、設置後40年以上が経過した老朽管の更新、耐震化を加速化させている。

将来、市内で大規模災害が発生し、各所で断水が多発した際、慢性的な職員不足が生じている現状では、通水・洗管作業が滞り、速やかな復旧が行えないことが予見され、市民の皆様の日常生活に多大な影響を及ぼすことから、水道施設の知識を有し、的確な通水・洗管作業を行うことができる人員を増やすことを目的とし、本要領を制定する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通水 水道管路を布設した後、既設管路と接続し新設管路に水道水を充水することをいう。
- (2) 洗管 通水作業を行った後、水道水の供給を行う前に新設管路を洗浄することをいう。
- (3) 受注者 局が発注する水道管路工事を受注した元請業者

(適用範囲)

第3条 本要領は、次に掲げるものに適用する。

- (1) 局が発注する水道管路の布設、布設替え工事
- (2) その他局が特に必要と認めた工事

(作業従事者)

第4条 作業は、局が発注した水道工事の受注者職員が行うことを原則とするが、補助者として下請業者が作業を行うことができる。その場合、作業には必ず受注者職員を1名以上含むものとする。

- 2 作業は、原則として2名以上で行うものとするが、やむを得ず1名で作業する場合は、必ず局と事前協議を行い承認を得ること。
- 3 受注者は、工事受注後速やかに、妻子原浄水場敷地内に設置してあるバルブ操作訓練施設において、水道局職員立会いのもと、通水・洗管訓練を行うものとする。
- 4 作業対象管路の状況や難易度等に応じ、局職員が作業を行う場合がある。その際、あらかじめ局職員と受注者は十分に協議・調整を行うものとする。

(作業方法)

第5条 受注者は、別に定める「通水・洗管作業マニュアル」に従い、通水・洗管作業を行うものとする。

(作業可能日時)

第6条 通水・洗管作業を行うことができる日時は、原則として平日の月曜日から木曜日の13時から16時の間とする。

2 翌日が祝日となる平日及び我孫子市議会環境都市常任委員会の開会日は、原則として作業を行うことができないものとする。

(作業計画の提出)

第7条 受注者は、作業日の前日までに作業計画書(様式第1号)に図面(管網図)を添えて、局に提出し作業内容の承諾を受けるものとする。なお、日程等が変更となる場合は、作業日の10時までに局に連絡を行うこと。

2 前項の作業計画書の提出は、メールによるものを可とする。

(作業時の局職員の立会い)

第8条 試行期間として、令和8年度においては、原則として局職員が通水・洗管作業に立会うものとする。令和9年度以降は、現場の状況や作業の実績等を踏まえ、立会いの有無を監督職員等が判断する。

(作業完了の報告)

第9条 受注者は、通水・洗管作業後、作業日の16時までに局職員に次の事項について連絡し、後日、作業報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(1) 作業時間

(2) 作業者名及び作業人数

(3) 作業中及び作業完了時の濁水・空気混入の有無

(4) 排水口径

(5) 残留塩素濃度

2 前項の作業報告書の提出は、メールによるものを可とする。

(事故の対応について)

第10条 通水・洗管作業後、作業箇所周辺で水道水の濁り等の事故が発生した場合は、受注者は局とともに誠意をもって適切に対応しなければならない。

2 水道水の濁り等による水道利用者への補償については、局と協議の上、対応するものとする。

附 則 (令和8年3月25日我水工609号局長決裁)

この要領は、令和8年4月1日より施行する。